

オリジナルキャッシュカード規定 新旧対照表

赤字下線変更箇所

改定前	改定後
第11条 規定の準用	第11条 規定の準用
本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、決済用普通預金規定、キャッシュカード規定、デビットカード取引規定、振込規定、インターネット支店取引規定、ぐんぎん口座開設アプリ利用規定等、その他諸規定に従って取扱うものとします。	本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、決済用普通預金規定、キャッシュカード規定、デビットカード取引規定、振込規定、インターネット支店取引規定、ぐんぎん手続きアプリ利用規定等、その他諸規定に従って取扱うものとします。

旨